

滋賀県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

公営企業の業務に従事する職員であった者に対する履歴または経歴に関する証明書の交付の手数料を徴収するため、滋賀県公営企業の設置等に関する条例（昭和43年滋賀県条例第22号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 公営企業の業務に従事する職員であった者に対する履歴または経歴に関する証明書の交付を行うときは、手数料を徴収することとします。（第4条の2関係）
- (2) この条例は、令和8年4月1日から施行することとします。

議第 39 号

滋賀県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 16 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県公営企業の設置等に関する条例（昭和 43 年滋賀県条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の次に次の 1 条を加える。

（手数料）

第 4 条の 2 公営企業の業務に従事する職員であつた者に対する履歴または経歴に関する証明書の交付を行うときは、手数料を徴収する。

2 前項の手数料の額は、1 件につき 610 円とする。

3 既に納めた手数料は、還付しない。ただし、企業庁長が特別の理由があると認めるときは、その全部または一部を還付することができる。

4 企業庁長は、特別の理由があると認めるときは、手数料を減免することができる。

付 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

滋賀県公営企業の設置等に関する条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条～第4条 省略</p> <p>(新設)</p> <p>第5条以下 省略</p>	<p>第1条～第4条 省略</p> <p><u>(手数料)</u></p> <p><u>第4条の2 公営企業の業務に従事する職員であつた者に対する履歴または経歴に関する証明書の交付を行うときは、手数料を徴収する。</u></p> <p><u>2 前項の手数料の額は、1件につき610円とする。</u></p> <p><u>3 既に納めた手数料は、還付しない。ただし、企業庁長が特別の理由があると認めるときは、その全部または一部を還付することができる。</u></p> <p><u>4 企業庁長は、特別の理由があると認めるときは、手数料を減免することができる。</u></p> <p>第5条以下 省略</p>